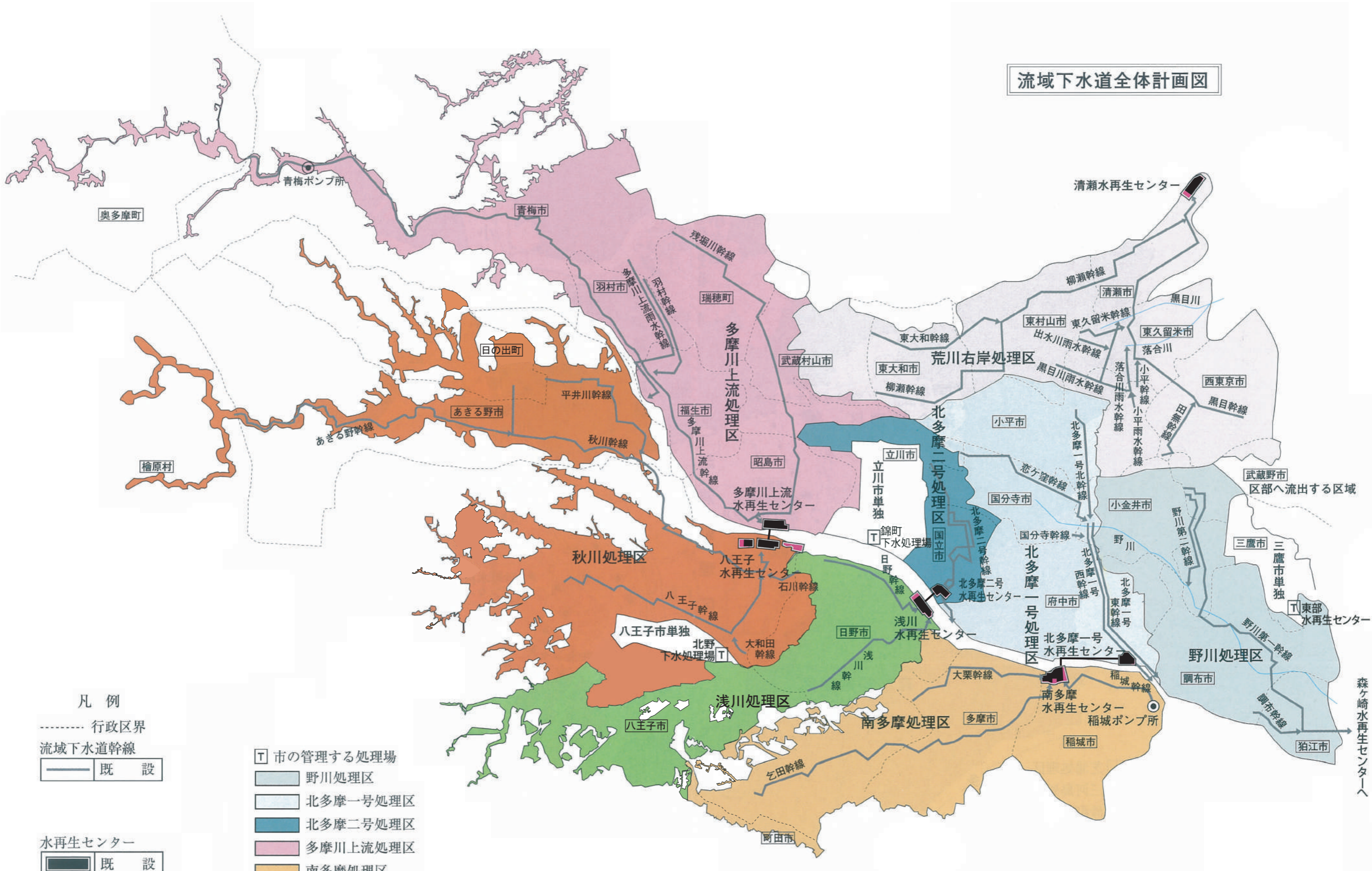


流域下水道全体計画図



- 凡例
- 行政区界
 - 流域下水道幹線
 - 既 設
- 水再生センター
- 既 設
 - 未 設
- ポンプ所
- ◎ 既 設

- T 市の管理する処理場
- 野川処理区
- 北多摩一号処理区
- 北多摩二号処理区
- 多摩川上流処理区
- 南多摩処理区
- 浅川処理区
- 秋川処理区
- 荒川右岸処理区

※市町単独処理場は、図に示す3カ所のほかにも町田市に「鶴見川クリーンセンター」「成瀬クリーンセンター」、奥多摩町に「小河内浄化センター」があります。八王子・立川・三鷹の単独処理区は、流域下水道に編入する予定です。(八王子については、H27.7より一部編入開始)